

1. 商 品 名 (愛 称)	<大垣共立> 結婚・子育て資金(一括贈与)専用口座 (愛称:バトンリレー) 本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます
2. 取 扱 期 限	・以下の対象取引により取扱期限が異なります
口座開設・預け入れ	・2021年3月31日
払 戻 し	・口座名義人が50歳に達する日の前日まで
3. 対 象 者	・直系尊属((曾) 祖父母や親) から結婚・子育て資金を贈与される20歳から50歳未満の個人の方 ・2019年4月1日以降の贈与について、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円以下である方
4. 口 座 開 設	・大垣共立銀行の窓口で申込みいただけます
5. 預 入 方 法	
(1) 対 象 預 金	・普通預金 結婚・子育て資金管理契約を別途、締結する必要があります
(2) 預 入 方 法	・本口座開設店の窓口で随時預け入れいただけます 結婚・子育て資金非課税申告書の提出が必要となります
(3) 預 入 金 額	・1円以上
(4) 預 入 単 位	・1円単位
(5) 預 入 上 限	・1,000万円
6. 払 戻 方 法	・本口座開設店の窓口で随時払戻しいただけます
7. 領 収 書 等 の 提 出 方 法	・非課税措置の適用を受けるためには、結婚・子育て資金にかかる領収書等の提出が必要となります。提出方法には以下の または の方法があります 結婚・子育て資金の支払い後に領収書等を本口座開設店の窓口へ提出する方法 本口座から払戻し後に領収書等を本口座開設店の窓口へ提出する方法 および のいずれの場合も、領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払い年月日の翌年3月15日であり、領収書等の支払年月日は口座からの払戻しと同じ年に属する必要があります。なお、口座名義人が50歳に達したことなどにより本契約が終了する場合は、契約が終了する日の属する月の翌月末日までとなります
8. 利 息	
(1) 適 用 金 利	・大垣共立銀行所定の普通預金と同金利(変動金利)となります(金利は金融情勢の変化により変動しますが、金利変動の基準は特に定まっておりません) ・店頭に表示する毎日の金利を適用します
(2) 利 払 頻 度	・毎年2月と8月の当社所定の日、口座名義人の他の普通預金(総合口座含む)に入金します 本口座開設時点で利息受取用の普通預金(総合口座含む)が別途、必要となります
(3) 計 算 方 法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
(4) 税 金	・20.315%(国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税 (マル優ご利用の場合は非課税)

9. 解 約 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちに解約いただきます（通常の預金口座として引続き利用することはできません） <ul style="list-style-type: none"> 口座名義人が50歳に到達した日 口座名義人が死亡した日 残高が0円となり、口座名義人と当社で契約終了の合意があった日 上記以外での解約はできません
10. 手 数 料	—
11. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱ができます
12. 特 典 ギフトカード プレゼント	<ul style="list-style-type: none"> 以下の特典が付与されます 口座名義人に、本口座開設後最初に到来する3月末時点で本口座の残高が100万円以上ある場合、翌月4月頃にギフトカード10,000円分をプレゼントします（1回限り） <ul style="list-style-type: none"> 「<大垣共立>教育・結婚・子育て資金（一括贈与）支援専用当座貸越」の利用によるお借入金を本口座へ入金する場合（一部でも可）は15,000円分のギフトカードをプレゼントします
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 当社本支店の窓口のみでの取扱となります 当社全体でお一人様につき1口座のみの開設となります 当社で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は作成できません 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取には利用できません 総合口座取引は利用できません 決済用普通預金への切替はできません 当社の各種ローン返済指定口座として利用できません 途中で贈与者がお亡くなりになった場合は、お亡くなりになった日における本口座の預入額から結婚・子育て資金として非課税措置の適用を受けた払戻額を控除した残高について、受贈者が贈与者から相続または遺贈によって取得されたものとみなされて相続税の課税価格に加算されます
14. 開設に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 口座の開設にあたっては以下の書類等が必要となります <ul style="list-style-type: none"> 受贈者の本人確認資料（保険証、運転免許証等） <ul style="list-style-type: none"> 原本が必要となります 受贈者の所得確認資料 <ul style="list-style-type: none"> 2019年4月1日以降の贈与について、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円以下であることが必要となります 給与所得のみの方、給与所得以外の所得がある方は所定の書類（「合計所得金額に関する確認書」）に必要事項をご記入いただくとともに、源泉徴収票や確定申告書の写し等が必要となります（原本の写しで構いません） 他の者の扶養親族に入っている方、合計所得金額がない方は所定の書類（「合計所得金額に関する確認書」）に必要事項をご記入いただきます 店頭にて用紙をご用意しています 受贈者の印鑑 <ul style="list-style-type: none"> すでに口座開設店で受贈者名義の口座等を開設している場合は、その口座等にて登録したお届け印が必要となります 戸籍謄本（または抄本）または住民票 <ul style="list-style-type: none"> 贈与者と受贈者の関係を確認するため、それぞれの名前が入った戸籍謄本（または抄本）または住民票の原本が必要となります 贈与契約書 <ul style="list-style-type: none"> 店頭にて用紙をご用意しています 本口座開設に先立ち、事前に贈与者と受贈者との間で締結いただく必要があります 契約書締結後（契約日より）2ヵ月以内に贈与資金を本口座に預け入れいただく必要があります 結婚・子育て資金非課税申告書 <ul style="list-style-type: none"> 店頭にて用紙をご用意しています。国税庁のホームページからダウンロードすることもできます 贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります

	<p>贈与資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の ~ の方法にてあらかじめご用意いただき、預け入れいただきます 現金等を持参いただき、本口座開設日に本口座に預け入れいただく方法 すでに当社でお持ちの受贈者の口座にあらかじめ預け入れいただき、本 口座開設日に本口座へ振替えていただく方法 受贈者の通帳とお届け印が必要となります すでに当社でお持ちの贈与者の口座にあらかじめ預け入れいただき、本 口座開設日に本口座へ振込いただく方法 贈与者の通帳とお届け印および贈与者の来店が必要となります
15. 中途解約時の取扱	_____
16. 金利情報	・店頭窓口にお問い合わせください
17. 当社が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 (受付時間は、平日9:00~17:00です)